平成２８年（フ）第１６９０号
さいたま市緑区東浦和２丁目30番地２　アパートサンシティ竹内102
債務者　杉ノ内リンこと　スギノウチ　リンデ　ヘスス
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７２４号
埼玉県川口市弥平３丁目９番９号
債務者　菅井　　靖
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１７５６号
埼玉県川口市上青木２丁目７番13号　福寿荘２号棟206号、旧住所埼玉県川口市本町４丁目13番11―306号　東急ドエルデュオプラザ川口弐番館
債務者　野口　建一
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３４号
埼玉県戸田市笹目北町６番地　サニーハウス戸田１番館109号室
債務者　笠原　大希
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２４号
埼玉県川口市鳩ヶ谷本町３丁目１番13号　第２ミナトビル３階Ｃ
債務者　遠藤　双葉
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６３５号
埼玉県草加市新里町1258番地１　ベルドミール１―101号
債務者　北村　　剛
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第５５号
埼玉県草加市氷川町443番地　エルディム氷川202号
債務者　小早川美紀
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３０号
埼玉県川越市かすみ野３丁目20番地21
債務者　小畑　　瞳（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３６号
埼玉県飯能市新町31番10号　第２弥生荘103、前住所埼玉県飯能市大字川寺606番地
債務者　清水　敏夫
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６８号
埼玉県狭山市狭山台１丁目31番地　１―12―203
債務者　高橋　修一
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６９号
埼玉県狭山市狭山台１丁目31番地　１―12―203
債務者　高橋　貞子
1　決定年月日時　平成29年２月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月18日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第２２７３号
札幌市白石区本通19丁目南１番22―101号
債務者　綿谷　順子（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０２号
札幌市手稲区金山３条２丁目６番15号
債務者　瀬戸　仁美
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５号
北海道上川郡和寒町字三笠５番地　若草団地Ｋ46―２　３号室
債務者　柴田美代子
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで旭川地方裁判所名寄支部

平成２９年（フ）第１４号
北海道帯広市西11条北６丁目10番地１　ポールスターパレス１・１―Ｅ
債務者　山下　慶太
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第１０号
山形県酒田市東栄町11番９号
債務者　花輪　悟志
1　決定年月日時　平成29年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第１８号
群馬県吾妻郡嬬恋村大字門貝183番地
債務者　滝澤奈緒美
1　決定年月日時　平成29年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月19日まで前橋地方裁判所民事部破産再生係